

高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の概要について

「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が平成30年1月18日に公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」が改正されたことに伴い改正する。

市条例は、地域密着型サービスを適切に運用するため、国の改正内容を基本とするが、指定地域密着型サービスの事業に関する基準の「記録の整備」の一部については、国が示した基準によらないものとする。また、「指定等に関する基準」についても独自基準を定める。

1. 主な改正内容（下線部分は国が示した基準によらないもの）

(1) 総則

	介護保険法	条項	改正前	改正後
指定等に関する基準	申請者が条例で定める者でないときは指定してはならない。	第3条の2	—	条例で定める定員は29人以下とする。
		第3条の3	—	地域密着型サービスの事業者の指定又は指定の更新に関する基準として条例で定める者は、法人とする。
		第3条の4	—	<u>市長は、暴力団及び暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者については、指定及び指定の更新を行わない。</u>

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	基準省令	条項	改正前	改正後
人員に係る基準	看護師、介護福祉士等がオペレーターに従事する場合、サービス提供責任者の業務に1年以上従事した経験を必要とする。 初任者研修課程修了者及	第6条 第2項 ただし書	看護師、介護福祉士等がオペレーターに従事する場合、サービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を必要とする。	看護師、介護福祉士等がオペレーターに従事する場合、サービス提供責任者の業務に1年以上従事した経験を必要とする。 初任者研修課程修了者及

	<p>び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については引き続き「3年以上」の経験を必要とする。</p>			<p>び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については引き続き「3年以上」の経験を必要とする。</p>
	<p>サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターが、随時訪問サービスに従事することができる。また、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>	<p>第6条 第7項 第8項</p>	<p>サービスの提供に支障がない場合は、午後6時から午前8時の間はオペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。また、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>	<p>サービスの提供に支障がない場合は、日中もオペレーターが、随時訪問サービスに従事することができる。また、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>
	<p>夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。</p>	<p>第32条 第3項</p>	<p>午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。</p>	<p>夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。</p>
運営に関する基準	<p>おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議を開催することとする。</p>	<p>第39条 第1項</p>	<p>おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議を開催することとする。</p>	<p>おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議を開催することとする。</p>
	<p>正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならない。</p>	<p>第39条 第4項</p>	<p>当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p>
	<p>完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>第42条 第2項</p>	<p>提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

(3) 夜間対応型訪問介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
人員に係る基準	<p>オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験</p>	<p>第47条 第2項</p>	<p>3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充</p>	<p>1年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充</p>

	について「1年以上」に変更することとする。 なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については引き続き「3年以上」の経験を必要とする。		ることができる。	ることができる。初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については引き続き「3年以上」の経験を必要とする。
運営に関する基準	完結の日から2年間保存しなければならない。	第58条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。

(4) 認知症対応型通所介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設する共用型指定認知症対応型通所介護事業所に限り、入居者の数と当該共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の利用者の数の合計が1日当たり12人以下とする。	第65条第1項	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員は、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設する共用型指定認知症対応型通所介護事業所に限り、入居者の数と当該共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の利用者の数の合計が1日当たり12人以下とする。
	完結の日から2年間保存しなければならない。	第79条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	完結の日から5年間保存しなければならない。

(5) 小規模多機能型居宅介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	完結の日から2年間保存しなければならない。	第107条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	完結の日から5年間保存しなければならない。

(6) 認知症対応型共同生活介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催	第117条第7項	—	身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催

	<p>するとともに、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>			<p>するとともに、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>
	<p>完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>第127条 第2項</p>	<p><u>提供した日から5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

	基 準 省 令	条 項	改 正 前	改 正 後
運営に関する 基準	<p>身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>	<p>第138条 第6項</p>	<p>—</p>	<p>身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>
	<p>完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>第148条 第2項</p>	<p><u>提供した日から5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

	基 準 省 令	条 項	改 正 前	改 正 後
運営に関する 基準	<p>身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>身体的拘束等の適正化の</p>	<p>第157条 第6項</p>	<p>—</p>	<p>身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>身体的拘束等の適正化の</p>

	ための指針を整備する。 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。			ための指針を整備する。 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
	入所者の病状の急変に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。	第165条の2	—	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置される医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
	完結の日から2年間保存しなければならない。	第176条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
設備に関する基準	診療所からの参入を進めるよう利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を宿泊室とすることを認める。	第195条第2項オ	—	診療所からの参入を進めるよう利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を宿泊室とすることを認める。
サテライト事業所の創設（新たな基準の追加）				
人員に関する基準	管理者、介護支援専門員、夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は本体事業所との兼務を認める。	第191条第9項 第13項 第192条第2項	—	管理者、介護支援専門員、夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は本体事業所との兼務を認める。
	サテライト看護小規模多機能型居宅介護事業所の定員は、登録定員18人、通い定員12人、宿泊定員6人とする。	第194条	—	サテライト看護小規模多機能型居宅介護事業所の定員は、登録定員18人、通い定員12人、宿泊定員6人とする。
設備に関する	診療所が当該指定看護小	第195条	—	診療所が当該指定看護小

基準	規模多機能型居宅介護を実施する場合、当該診療所が有する病床について宿泊室と兼用することができることとする。	第2項オ		規模多機能型居宅介護を実施する場合、当該診療所が有する病床について宿泊室と兼用することができることとする。
運営に関する基準	完結の日から2年間保存しなければならない。	第201条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。

(10) 地域密着型通所介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	完結の日から2年間保存しなければならない。	第211条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。

(11) 療養通所介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
人員に関する基準	指定療養通所介護事業所は、その利用定員を18人以下とする。	第217条	指定療養通所介護事業所は、その利用定員を9人以下とする。	指定療養通所介護事業所は、その利用定員を18人以下とする。
	完結の日から2年間保存しなければならない。	第229条第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。

(12) 共生型地域密着型通所介護（新たな基準の創設）

	基準省令	条項	改正前	改正後
人員に関する基準 設備等に関する基準	障がい者福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、地域密着型通所介護事業所等から必要な技術的支援を受けることを条件に指定を受けられることとする。	第231条	—	障がい者福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、地域密着型通所介護事業所等から必要な技術的支援を受けることを条件に指定を受けられることとする。
運営に関する基準	運営基準については、地域密着型通所介護と同様とする。	第232条	—	運営基準については、地域密着型通所介護と同様とする。

2. 施行期日

平成30年4月1日